

ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱（平成14年教委訓令第 号。以下「設置要綱」という。）第12条の規定に基づいて設置するふれあいルームおおぐち運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(協議)

第2条 協議会は、教育長の求めに応じ、設置要綱第4条に規定する各事業について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する15人以内の委員で組織する。

- (1) 学校教職員
- (2) 保護者会会員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(費用弁償)

第8条 委員がその職務を行うために要する費用の弁償は、大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の定めるところによる。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 月 日 教委規則第 号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。